

循環型社会形成推進等科学研究費補助金交付取扱要領

平成 2 1 年 4 月 1 日
環境省大臣官房
廃棄物・リサイクル対策部

循環型社会形成推進科学研究費補助金交付取扱要領を循環型社会形成推進科学研究費補助金交付要綱（平成 2 1 年 4 月 1 日付け環廃対発第 090401001 号）第 2 9 条の規程に基づき、次のように定め、平成 2 1 年 4 月 1 日から適用する。

（通則）

第 1 条 循環型社会形成推進科学研究費補助金（以下「補助金」という。）については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 3 0 年法律第 1 7 9 号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 3 0 年政令第 2 5 5 号）及び循環型社会形成推進科学研究費補助金交付要綱（平成 2 1 年 4 月 1 日付け環廃対発号。以下「要綱」という。）に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

（直接経費）

- 第 2 条 要綱第 6 条第 1 項第一号イに規定する謝金の単価は、別表第 1 によるものとする。
- 2 要綱第 6 条第 1 項第一号ロに規定する旅費の単価は、別表第 2 によるものとする。
- 3 要綱第 6 条第 1 項第一号ハに規定する会議費の単価は、1 人当たり 1, 0 0 0 円以内とする。
- 4 要綱第 6 条第 2 項第一号から第三号までに掲げる経費のうち謝金、旅費、会議費の単価については、前各項の規定を準用する。

（間接経費）

第 3 条 要綱第 6 条第 1 項第三号及び第 2 項第四号に掲げる間接経費は、次に掲げる経費のうち環境大臣が認めるもの（同条第 1 項第 1 号に掲げる経費に該当するものを除く。）とする。

一 管理部門に係る経費

イ 管理施設及び設備の整備、維持並びに運営に係る経費

ロ 管理事務に必要な経費

ハ 備品購入費、消耗品費、機器借料、雑役務費、人件費、通信運搬費、謝金、国内外旅費、会議費及び印刷費

二 研究部門に係る経費

イ 次に掲げる共通的に使用される物品等に係る経費

謝金、旅費、備品費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、光熱料費、借料及び損料、会議費、雑役務費並びに新聞雑誌代

ロ 次に掲げる施設等の整備、維持及び運営に係る経費

- (イ) 研究棟
- (ロ) 実験動物管理施設
- (ハ) 研究者交流施設
- (ニ) 大型計算機棟
- (ホ) 図書館
- (ヘ) ほ場

ハ ネットワーク及び大型計算機（スーパーコンピュータを含む。）の整備、維持及び運営に係る経費

三 その他関連する事業部門に係る経費

- イ 研究成果を展開する事業に係る経費
- ロ 広報事業に係る経費

四 その他研究事業の実施に伴う研究機関等（国の研究機関を除く。）又は推進事業の実施に伴う法人の管理等に必要な経費として当該研究機関等又は法人が使用する経費のうち、当該研究機関等又は法人の代表者が必要と認めたもの

（保存すべき証拠書類）

第4条 要綱第20条に規定する証拠書類は、次のとおりとする。

一 環境省へ提出した書類の写し

- イ 研究計画書
- ロ 交付申請書
- ハ 変更申請書
- ニ 事業実績報告書
- ホ その他補助金に関し環境省に提出した文書

二 環境省から送付された書類

- イ 交付基準額通知書及びその関連書類
- ロ 交付決定通知書及びその関連書類
- ハ 変更承認書及びその関連書類
- ニ 交付額確定通知書及びその関連書類
- ホ その他補助金に関し環境省から送付された文書

三 補助金を適正に使用したことを証する書類

- イ 収支簿
- ロ 預金通帳
- ハ 関係証拠書類
 - (イ) 謝金
その目的、内容、期間等が記載された労務等の提供があったことを証する書類（講師謝金にあつては、会議開催通知書及び議事要旨）、受領書等
 - (ロ) 旅費
領収書、出張報告（記録）書、出張依頼書等
 - (ハ) 備品費

見積書、契約書、請書、納品書、検査調書、請求書、領収書、機種選定理由書、保管証等

(ニ) 消耗品費

見積書、契約書、請書、納品書、検査調書、請求書、領収書等

(ホ) 賃金

その目的、内容、期間等が記載された労務等の提供があったことを証する書類（出勤表）、受領書等

(ヘ) 印刷製本費

見積書、契約書、請書、納品書、検査調書、請求書、領収書等

(ト) 会議費

請求書、領収書、開催通知書及び議事要旨等

(研究計画書及び実施計画書の提出部数)

第5条 要綱第10条及び第11条に規定する研究計画書及び第12条に規定する実施計画書は1部を提出するものとする。

(交付申請書の提出部数)

第6条 要綱第15条第1項に規定する交付申請書は正1部、副1部及び同内容を入力した電子媒体1部を提出するものとする。

(実績報告書の提出部数)

第7条 要綱第22条第1項及び第23条に規定する実績報告書は正1部及び副1部を提出するものとする。

(提出書類の大きさ)

第8条 提出書類の大きさは、原則としてA4版を標準とする。